



平成 27 年 11 月 12 日

各 位

会 社 名 カ ド カ ワ 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 川 上 量 生
(コード番号：9468 東証第一部)
問 合 せ 先 取 締 役 松 原 眞 樹
(TEL. 03-3549-6370)

業績連動型株式報酬制度等の詳細決定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 28 日開催の取締役会において、当社取締役を対象とする業績連動型株式報酬制度（以下「役員向け株式報酬制度」という。）及び幹部社員等を対象とするインセンティブ・プラン（以下「E S O P 制度」という。）を導入することを決議し、取締役に対する役員向け株式報酬制度の導入については、平成 27 年 6 月 23 日開催の第 1 期定時株主総会（以下「本株主総会」という。）において承認されていますが、本日開催の取締役会において、「役員向け株式報酬制度」及び「E S O P 制度」の詳細について決定しましたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、当社子会社である株式会社ダウンゴ（以下「対象子会社」という。）においても、平成 27 年 5 月 28 日開催の対象子会社の取締役会において、対象子会社取締役を対象とする「役員向け株式報酬制度」及び対象子会社幹部社員等を対象とする「E S O P 制度」を導入することを決議し、取締役に対する「役員向け株式報酬制度」については、当該決議に基づく平成 27 年 6 月 25 日開催の対象子会社の定時株主総会において承認されておりますので、「役員向け株式報酬制度」及び「E S O P 制度」を導入いたします。

記

1. 当社及び対象子会社にて導入する「役員向け株式報酬制度」について

	当社	対象子会社
(1) 名称	役員向け株式交付信託	
(2) 委託者	当社	
(3) 受託者	三井住友信託銀行株式会社	
(4) 受益者	当社取締役	対象子会社取締役
(5) 信託管理人	当社と利害関係のない第三者を選定する予定	
(6) 信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）	
(7) 信託契約日	平成 27 年 11 月 30 日（予定）	
(8) 金銭を信託する日	平成 27 年 11 月 30 日（予定）	
(9) 信託終了日	平成 30 年 7 月 31 日（予定）	平成 33 年 1 月 31 日（予定）

2. 当社及び対象子会社にて導入する「E S O P制度」について

	当社	対象子会社
(1) 名称	株式給付信託型E S O P	
(2) 委託者	当社	
(3) 受託者	三井住友信託銀行株式会社	
(4) 受益者	当社従業員のうち 受益者要件を満たす者	対象子会社従業員のうち 受益者要件を満たす者
(5) 信託管理人	当社と利害関係のない第三者を選定する予定	
(6) 信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）	
(7) 信託契約日	平成 27 年 11 月 30 日（予定）	
(8) 金銭を信託する日	平成 27 年 11 月 30 日（予定）	
(9) 信託終了日	平成 33 年 1 月 31 日（予定）	

3. 各信託における当社株式の取得内容

(1) 役員向け株式交付信託

	当社	対象子会社
(1) 取得する株式の種類	普通株式	
(2) 株式取得資金の上限額	12 億円	1 億円
(3) 株式の取得方法	自己株式の処分（第三者割当）により取得	
(4) 株式の取得時期	平成 27 年 11 月 30 日（予定）	

(2) 株式給付信託型E S O P

	当社	対象子会社
(1) 取得する株式の種類	普通株式	
(2) 株式取得資金の上限額	3 億 9 千万円	2 億 1 千万円
(3) 株式の取得方法	自己株式の処分（第三者割当）により取得	
(4) 株式の取得時期	平成 27 年 11 月 30 日（予定）	

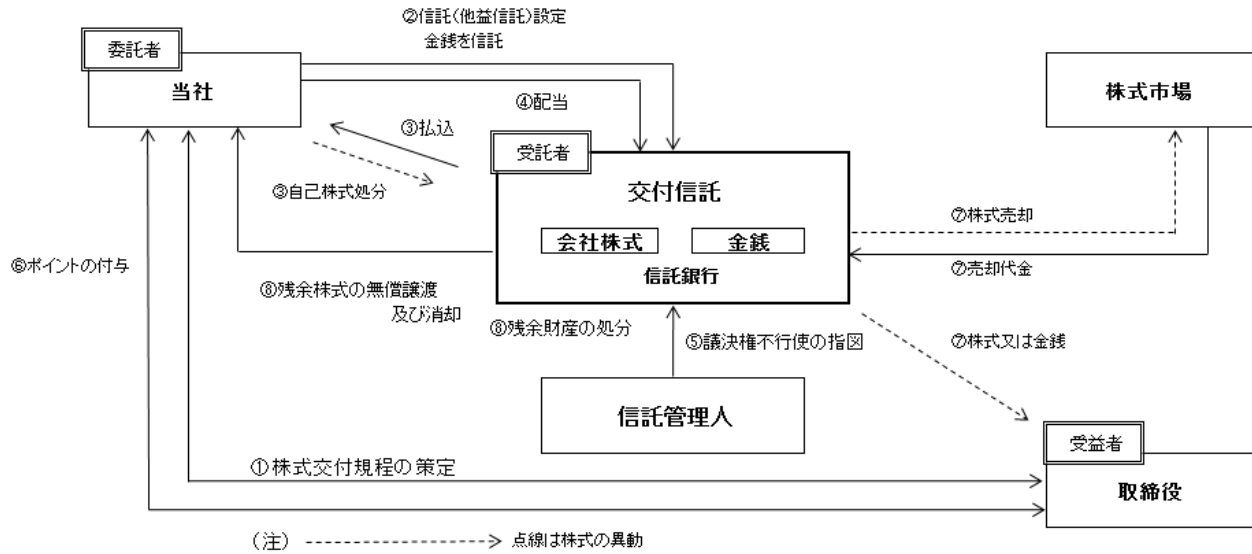
(ご参考)

1. 当社役員向け株式報酬制度導入にかかる取締役会決議日 平成 27 年 5 月 28 日
2. 当社第 1 期定時株主総会決議日 平成 27 年 6 月 23 日
 < 第 4 号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬の額及び内容の決定の件 >

※その他「役員向け株式報酬制度」及び「E S O P制度」については、別紙 1（「役員向け株式報酬制度の仕組みの概要」）及び別紙 2（「E S O P制度の仕組みの概要」）並びに平成 27 年 5 月 28 日付「業績連動型株式報酬制度等の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

(別紙 1)

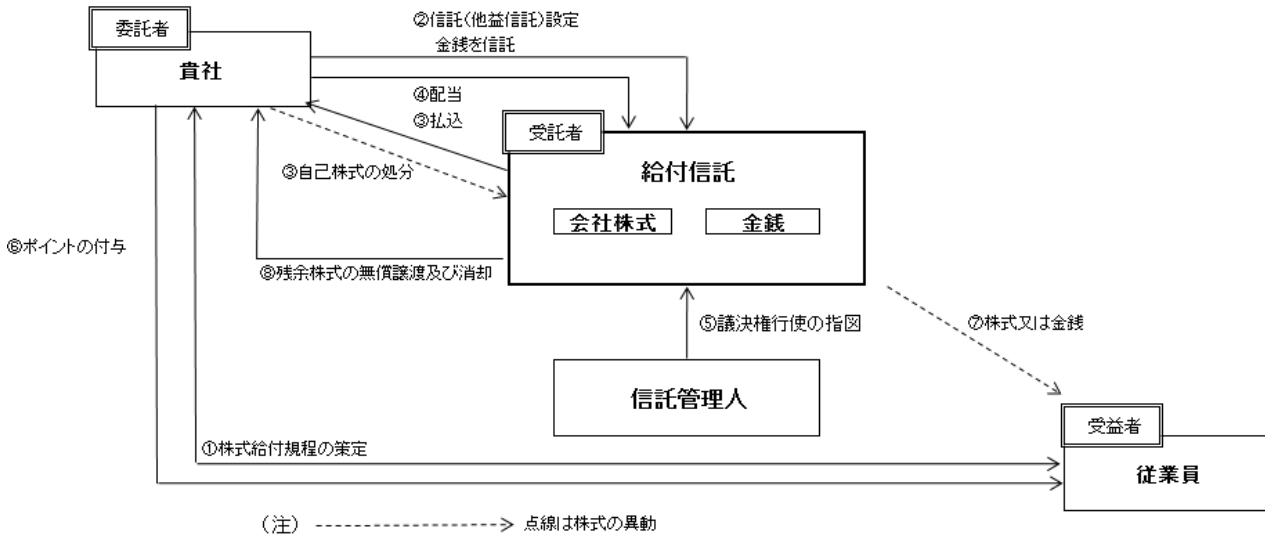
役員向け株式交付信託の仕組みの概要



- ①当社及び対象子会社は、それぞれの株主総会において、取締役に対する業績連動型株式報酬の導入に関する決議を得て、それぞれの株主総会で承認を受けた枠内において、株式交付規程を制定します。
- ②当社は、株式交付規程の対象となる当社または対象子会社取締役を受益者とする「金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）」（以下、別紙1において「本信託」という。）をそれぞれ設定し、当社株式の取得に要する金銭を信託します。
- ③本信託の受託者は、信託された金銭を原資として、当社または対象子会社取締役に将来交付する当社株式を自己株式の処分により当社から取得します。
- ④本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。
- ⑤本信託内の当社株式については、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。
- ⑥当社は、当社及び対象子会社取締役に対し、信託期間中、株式交付規程に基づき、将来交付する当社株式を計算するための「ポイント」を付与します。
- ⑦株式交付規程に定められた要件を充足した当社及び対象子会社取締役について、所定の受益者確定手続を行ったうえ、受託者はその取締役に当社株式を交付します。なお、信託契約の定めに従い、当社株式の一部については、信託内で換価して金銭で交付することがあります。
- ⑧信託期間の満了時に、受益者に分配された後、信託財産内に当社株式または金銭が残存している場合の処理は、以下のとおりとします。
 - (i) 株式交付規程の定めに従い、本制度と同一目的の新たな信託を設定した場合は、当該当社株式等に移転させます。
 - (ii) 上記(i)の処理後、さらに本信託に当社株式が残存する場合は、当社は当社株式を無償で取得したうえで、取締役会の決議によりその消却を行います。
 - (iii) 上記(i)の処理後、さらに本信託に金銭が残存する場合には、あらかじめ株式交付規程及び信託契約に定めるところにより、当社及び当社役員と利害関係のない特定公益増進法人に寄附します。

(別紙 2)

株式給付信託型 E S O P の仕組みの概要



- (注) -----> 点線は株式の異動
- ①当社及び対象子会社は、当社及び対象子会社従業員のインセンティブ・プランの一つとして株式給付制度を導入します(株式給付規程を制定し、一定の要件を充足した当社及び対象子会社従業員に対して株式を給付する義務を負います)。
 - ②当社は、株式給付規程の対象となる当社及び対象子会社従業員を受益者とする「金銭以外の金銭の信託(他益信託)」(以下、別紙2において「本信託」という。)をそれぞれ設定し、当社株式の取得に要する金銭を信託します。
 - ③本信託の受託者は、信託された金銭を原資として、今後給付が見込まれると合理的に見積もられる数の当社株式を自己株式の処分により当社から取得します。
 - ④本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。
 - ⑤当社から独立した信託管理人を設置し、議決権行使等の指図は信託管理人が行います。
 - ⑥当社は、当社及び対象子会社従業員に対し、あらかじめ定めた株式給付規程に基づき、会社への貢献度等に応じ、将来給付する株式を計算するための「ポイント」を付与していきます。
 - ⑦株式給付規程に定められた要件を充足した当社及び対象子会社従業員について、所定の受益者確定手続を行ったうえ、受託者はその従業員に当社株式を給付します。
 - ⑧信託期間の満了時に、受益者に分配された後、信託財産内に当社株式または金銭が残存している場合の処理は、以下のとおりとします。
 - (i) 株式給付規程の定めに従い、本制度と同一目的の新たな信託を設定した場合は、当該当社株式等に移転させます。
 - (ii) 上記(i)の処理後、さらに本信託に当社株式が残存する場合は、当社は当社株式を無償で取得したうえで、取締役会の決議によりその消却を行います。
 - (iii) 上記(i)の処理後、さらに本信託に金銭が残存する場合には、あらかじめ株式交付規程及び信託契約に定めるところにより処分を行います。

以上